

## 御前崎市地域包括支援センターおまえざき運営規程

令和6年2月5日

訓令第5号

令和8年5月25日

訓令第3号

### (目的)

第1条 この訓令は、御前崎市が開設する御前崎市地域包括支援センターおまえざき(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者(以下「職員」という。)が要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターの職員は、事業の提供に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえ、当該利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 センターの職員は、事業の提供に当たっては、利用者の選択に基づき、当該利用者の自立に向けて設定された目標が達成されるように適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

3 センターの職員は、事業の提供に当たっては、常に利用者の意思及び人格を尊重するとともに、特定の介護予防サービス又は特定の介護予防サービス提供事業所(地域密着型を含む。)に不当に偏ることのないように公正中立に行う。

4 センターの職員は、利用者及びその家族に対しては、常に懇切丁寧に対応することを心掛ける。

5 センターの職員は、事業の提供に当たっては、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、在宅介護支援センター及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

### (センターの名称等)

第3条 センターの名称等は、次のとおりとする。

(1) 名称 御前崎市地域包括支援センターおまえざき

(2) 所在地 御前崎市白羽5402番地の10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターの職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 業務及び職員の管理を行う。

(2) 御前崎市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年御前崎市条例第11号）第4条に定める職員 指定介護予防支援の提供に当たる。

(3) その他必要な職員 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間は、午前8時15分から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容、利用料等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 提供方法 御前崎市指定介護予防支援事業者の指定に関する必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年御前崎市条例第10号）第6章に定める基準に従って実施する。

(2) 利用者からの相談を受ける場所は、第3条に定めるセンター内、利用者の居宅又はセンターが指定した場所とする。

(事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、御前崎地区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 センターの職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生したときは、速やかに、市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底すること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 担当職員に対し、虐待防止のための研修会を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(運営上の留意事項)

第10条 市長は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務を円滑に行うための体制を整備する。

- 2 センターの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密情報を保持し、正当な理由なく他へ漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 前項の秘密情報保持については、センターの職員との雇用契約に明記しなければならない。
- 4 市長は、指定介護予防支援の一部を指定介護予防支援事業者に委託するときは、その業務が適切かつ効率的に行われるように管理及び監督するものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、センターの運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

この訓令は、令和8年6月1日より施行する。